

会 議 録 目 次

平成29年第3回海田町議会臨時会（第1日目）

平成29年4月28日（金）午前9時00分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 3	第20号議案 平成29年海田町一般会計補正予算（第1号）・・・・	3
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	10

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	胡家亮一
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽勤
建設部	長	久保田誠司
総務部次	長	門前誠司
企画課	長	山崎純
財政課	長	吉本真人

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局	長	中川修治
主	任	戸成正考
主	事	木村俊英

10. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 第20号議案 平成29年度海田町一般会計補正予算（第1号）

11. 議事の内容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名でございます。定足数に達しておりますので、平成29年第3回海田町議会臨時会を開会いたします。

なお本日は報道のため、カメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。

暫時休憩をします。再開は追って連絡します。

~~~~~○~~~~~

午前9時01分 休憩

午前9時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、会議を再開します。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております、日程第1から日程第3に至る各議案でございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、3番、富永議員、4番、大高下議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決めます。

この際、執行部の出席を求めため暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時02分 休憩

午前9時03分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。この際、執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は本日1日と決しております。

日程第3、第20号議案、平成29年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。西田町長。

○町長（西田）改めまして皆さんおはようございます。

第20号議案、平成29年度海田町一般会計補正予算第1号、この補正予算につきましては、新庁舎整備基本計画策定業務及び基本設計業務の発注について、広島型建築プロポーザル方式により事業者を選定するための予算措置を行うもので、議決を受けて事業に着手するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） それでは第 20 号議案、平成 29 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

初めに、歳入歳出予算の補正につきまして、資料 1 の平成 29 年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。それでは資料 1 の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の庁舎移転事業につきましては、海田町新庁舎整備基本計画策定及び基本設計業務の業者選定方法について、広島型建築プロポーザル方式を採用することにより、プロポーザル審査委員会の委員謝礼について 11 万円、技術提案書のプレゼンテーション実施者への報奨金について 70 万円を増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1 ページ、2 ページをお願いいたします。この度の補正予算の財源調整のため、財政調整基金繰入金を 81 万円増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。20 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 81 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 96 億 6,581 万円とするものでございます。

引き続き、資料 2 について担当課からご説明いたします。

○議長（桑原） 企画課長。

○企画課長（山崎） それでは、資料 2、新庁舎整備基本計画策定及び基本設計業務の発注方式についてをご説明いたします。資料の 2 をお願いいたします。

1、趣旨でございますが、新庁舎整備基本計画策定及び基本設計業務の事業者の選定方法について、競争入札方式からプロポーザル方式に変更するものでございます。

次に、2、広島型建築プロポーザル方式に変更する理由についてでございますが、昨年 12 月の特別委員会でお示しした基本構想素案においては、事業者の選定期間を短縮できることから、競争入札方式を採用することとしておりました。しかし、同委員会やパブリックコメント等の意見を踏まえ、基本構想素（案）の見直しを進める中で、プロポーザル方式の採用を検討することとし、基本構想（案）にその旨を記載し、2月の特別委員会でお示しをいたしました。その検討の中で、県からの助言や、他団体の事例を精査したところ、プロポーザル方式においては、全体事業期間の短縮を技術提案項目に設定し、その提案を受けることができることが判明いたしました。

続いて、3、広島型建築プロポーザル方式の優位性についてでございますが、プロポーザル方式では技術提案を通じて、事業者の能力や経験、質の高い行政サービスを提供できる庁舎を提案する企画力、又は業務姿勢などを評価することが可能であり、建築の専門家の視点から、最適の事業者を選定することができる点が優位性として挙げられます。また、このプロポーザル方式でございますが、過去5年において県内団体の本庁舎の設計業務に当たっては、全ての団体で採用されているところでございます。これらのことから、全体事業期間の短縮の効果が期待でき、かつ、優れた事業者の選定が可能であるプロポーザル方式に変更するものでございます。

次に、4、予算案の内容に補正予算の内容を、また、裏面5、説明の経緯にこれまでの説明の経緯を記載させていただいております。最後になりますが、プロポーザル方式の概要につきまして、4月14日の特別委員会でご説明いたしました資料を参考として添付しております。なお、資料のスケジュールには募集公告が5月下旬とありますが、こちらの方が6月上旬となる見込みでございます。契約事務手続の期間短縮を図って参りたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。はい、兼山議員。

○6番（兼山）はい。6番、兼山です。資料の2のところ、3番のところなんですが、1番下の4番目ですが、過去5年間において県内団体の本庁舎設計段階においては全ての団体でプロポーザル方式を採用されてるというふうに書かれているんですが、根本的になぜこれ、当初からプロポーザル方式を採用しなかったのかどうかについて、質疑いたします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）基本構想の素案では、業者選定の手続がプロポーザルよりも競争入札の方が早いということで、競争入札を採用したものでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）そして今度2番のところなんですが、2番の段落で言うたら4行目なんですが、県からの助言と書いておりますが、これ海田町の計画に対して発言力がある県、一体誰のことを言ってるんですか。もう少しここ、県からの助言の、県の誰がこういう助言をしたか、説明いただけますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）県において広島型建築プロポーザル方式を推奨している担当の方に内容をお聞きしたものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。この問題が出て、約10年、特別委員会は50回以上やって、未だにまだ目に見えた形で、庁舎の問題は、見通しがやっと出てきたというような感じで、私は1日も早くやってほしい。しかも、町民の期待できるサービス向上、つながるようなね、そういうのを1日も早くやってほしいというように思うんで、そこでちょっと具体的にお尋ねをいたしますが、一般競争入札あるいは指名競争入札、プロポーザルでもどっちでも構わんです。とにかく早くやってほしいということなんですが、今説明があったプロポーザルの問題について、少し質してみたいと思うのは、全国的に、プロポーザルというのは、企画の提案なんですよね。それで、広島型プロポーザルというのは、色つきの、4点挙げておられましたけれども、そういう、どういうんですか、参加資格のオープン化とか建築云々とか1、2、3、4とありますよね。そうすると、先ほど企画課長から説明がありました技術提案というのが出てくる訳ですね。私から見れば、企画の提案をして、良いアイデアやら、良いどういうんですか、この製品が出てくる。しかし、技術提案になると、一般競争入札あるいは価格の面での競争入札、これに該当する。私はプロポーザルという、印象を受けるのに。技術や、そういう近代的なそういう、総合の施工いうんですかね、これが中心になつとるとずっと思ったんですが、技術提案というのが前面に出てきとる。私の考えと、おたくらが説明をする考えが違うんですよね。実際プロポーザルというのは、企画の提案じゃないかというように思うんですが、それまず1点。3回しか質問できませんから、あと続けて言います。これが1点ね。

それからもう一つは、エントリーする会社は何社なのか。ここに列挙として、ずっとね、県がやったのと市町がやったのと、十六、七挙げておられて、ダブっておられるところもある訳ですけれども、エントリーする会社は何社なのか、これが二つ目。

三つ目には、エントリーする会社の仕様書、何社を提出をさせるのか。こういう質疑をしたら、例えば、今から決める協議会で決めていくという答弁があるかも分かりませんが、原案がなかったら、それはできん訳ですね。それで、私は、仕様書や企画書、何社提出させる気なのかどうか、これをお尋ねをいたします。

四つ目には、価格と企画の内容、どこでチェックするのか。今新しく協議会を作ってやろうとする、そこでチェックするかと思うんですけども、しかし、町が、早く言うたら諮問をする。そして、その協議会の中から答申で返ってくると。基本的にはもう町長のお考えが、ほぼ認めてもらえるというね、こういうことになるんですが、いわゆる、価格と企画の問題ですね、今の言う、技術のそういう提案、これらをお互いがどうなのかというのをね、やっぱりチェックして、少ない経費で最大の効果を上げる。町民がサービスが向上できるようなね、こういう役場を造って、ああ、海田町はプロポーザル頼んで良かったなど。住民サービスも行き届いて、本当に身近で、しかも使いやすい庁舎だという結論が出るように、チェックしていかにかいかなと思うんですが、それはどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）まず1点目、企画の概要でございますけれども、業者選定方法につきまして、競争入札とプロポーザルと、もう一つコンペというものがございます。

コンペというものが、町が示した、庁舎の内容とかについて、こういう規格にしてはどうかというものを具体的に示すもので、その提案されたものを整備をしていくという方法になります。

競争入札については、町が示した仕様書について、いくらでやるのかというものを提示をいただいて、安いところと契約をするものということになります。

その間のプロポーザルにつきましては、実施方法、いろいろなものがありまして、全国的には、受注して取り組む業者の資格であるとか、担当者の資格、これまでのいろいろな実績などを基に、業者を選定するというのが一般的に行われておりますけれども、広島型の特徴としては、コンペ方式でいう企画提案と全国で行われているプロポーザルの資格等を中心とした選定方法のちょうど間の形、技術的な提案を業者の方からしていただいて、担当者がどの程度の能力を持っているのかを判断して、契約の相手方を決めようとするものでございます。

コンペ方式の完全な企画提案になりますと、申し込みをする業者の方も多大な労力が要りますし、提案されたものをそのまま受け入れるという形で、メリット、デメリット、大きいものがございます。

広島型のプロポーザルでありますと、業者選定をするのが目的でございます、作っていくのは決まってから、発注者と設計者、またいろいろな意見をいただきながら作って

いくというところが大きな違いであると考えております。

2点目の、エントリーさせる業者の数ですけれども、これは公募により行いますので、制限は設けずに希望があればどなたでも参加できるというものでございます。

3点目の、実際に技術提案をさせる業者の数ですけれども、これは7社程度を見込んでおります。

4点目、価格、企画のあり方というのにつきましては、1点目の答弁とダブる部分がございますけれども、提案に当たって、いくらで契約をしたいのかという価格も提示されます。また、技術提案で、いろいろなその業者の取り組み体制であるとか、担当される方の資格などを提案をしていただきます。それで、どういったことに注意をして今回発注した業務を取り組んでいくのか、その企業の意気込みというものを出示していただいて業者を選定し、設計を行うもので、設計を実際にしていくのは、契約後、町と発注者と受注者が協力になって作って行くというものでございます。

○議長（桑原）はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）1点目の企画の提案でございますけれども、プロポーザルについてはあくまでも企画の提案ではなくて、技術力を審査するものでございます。基本構想において、新庁舎を整備するに当たって、七つのテーマを設けました。安全安心であるとか利便性、効率的、住民参画、協働等の項目を定めておりますけれども、これを実現するために、受注者としてどのように取り組んでいくのか、取り組んでいくのにどのような技術を有しているのか、これを判断するものでございます。そういう意味では、企画案を受けるものではないものでございます。

2点目の審査でございますけれども、まず、応募につきましては公募でございますので、極端な話、どなたでも申し込みは可能です。ただ審査は、1次審査と2次審査がございます。1次審査において、その能力があるのかどうかというものをまず判断し、その中から7社程度、実際に技術提案を受ける方を選んで2次審査を行うというものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっと、不満じゃけどね、全国的にプロポーザルというのは、企画の提案の意味、私、いろいろ調べてみると、そうなんです。ところが、これを、技術の提案、技術の提案を求める、そういう内容に今提案をされて、説明を受けとる訳ですね。

全国的なプロポーザルの概念というか意味は、企画の提案なんです。ところが、広

島型という名が付いたりして、今提案をされているのは、技術提案ということになると、私、ちょっと考えがね、今まで思ったよりも、私の方では違ってくるんですが、これらを全部含めての、そういう、広島型なら分かるけれども、プロポーザルを主張しながら、企画の部分を取ってしまったら、プロポーザルにならんじゃないかなというふうに、私、気がするんですが、それどうなのか、お尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）本日も資料として提出をしております企画提案書、熊野の県営住宅でございますけれども、こちらにおきまして、ファミリー世帯のニーズを捉えた居住環境の創出といった、いろいろな提案をいただいております。

こうした提案書を見て、申し込みをした業者がどの程度の能力を持っているかというものを判断するものでございますけれども、例えば、プロポーザルで提案をいただいたこういう企画を、そのまま最終的な設計の成果品として進めていくという方法もございます。そういう面でみれば、議員ご提案の、企画の提案ということも言えるかと思えます。ただ、発注しようとするものは、企画提案で求める項目以外にも、いろいろと配慮すべき点がございます。そういった、あらゆるものに対応していくために、どの程度の能力を有しているか、こういったものは、申し込みをした者の技術力が、どの程度あるかという判断が必要な部分であるというところでございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「反対討論」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論があるようなので、討論を行います。まず、反対討論を許します。兼山議員。

○6番（兼山）6番議員、兼山です。第20号議案に反対の立場で討論をいたします。変更理由が、パブリックコメントの意見を尊重したとか皆様の意見を聞いた結果などと言え、今後も都合よく何でも変更できることとなります。庁舎の計画は、入念な計画性のない計画と言わざるを得ません。

従って、第20号議案に反対いたします、皆様のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（桑原）続いて賛成討論を許します。ございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。この庁舎問題は、平成19年から約10年の長きにわた

っている審議をしてきました。特にその中で、海田町総合基本計画後期、そしてまた庁舎の基本構想、そして庁舎の基本計画と、これらは、全会一致で決しております。反対議員の資質が問われると思いますが、少しでも早く災害時の対策本部としての庁舎を整備をするとか、この必要性も多くの議員が賛成しているところでもあります。庁舎の補正予算に対し、なぜ反対なのか理解に苦しむところでもあります。庁舎の完成は、連続立交の完成を考慮したとき、いち早く庁舎の移転を行うべきであると考え、議員各位の賛同を求め、20号議案の賛成討論といたします。

○議長（桑原）ほかに討論がございますか。

（「反対討論」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）5番、大江です。4月14日の庁舎建設の特別委員会において、予算についての項目で、1回目の審査委員会に掛かる委員会謝礼分3万7,000円については予算流用による措置として、残りの部分77万3,000円については6月補正予算に提案予定との報告を受けています。それから、わずか2週間余りで今回のこの補正予算、全く計画性があると感じられません。よって、私は、この補正予算に反対いたします。皆さんの同意をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。

第20号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本会議に付議された案件は終了しましたので、会議を閉じます。

これにて、平成29年第3回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。

午前9時34分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成29年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員